



ロングサポート  
最長60年長期保証プログラム

60 家づくりに自信があるから実現した、

# 安心の60年長期保証。\*



ずっと安心できるように、幸せな暮らしを末永くサポート。  
業界でもトップクラスの初期20年保証に加え、  
延長により最長で60年間保証いたします。\*

## — 最長60年長期保証プログラム —

住み始めてからもずっと安心していただくために、独自の保証制度を設けています。

法律では、住宅会社は構造躯体と防水に関して引き渡しから10年間保証することが定められていますが、住宅の品質に対する確かな技術と自信によって、最長で60年間という長期保証をお約束いたします。\*




大手ハウスメーカーや住宅ビルダーなど、倒産や廃業してしまうとほとんどの場合、保証は終了してしまいますが、第三者機関による建物最長60年保証の導入により、万が一の場合でも構造躯体と防水の保証は継続されるため、末永く安心が続きます。\*


※ 保証期間中または保証延長時に必要と判断される有償メンテナンス工事を弊社ならびに弊社指定業者が実施することが必要となります。


※ 最長60年長期保証プログラムについて詳しくは弊社担当者におたずねください。



## 建物最長60年保証 3つのポイント

- 

最長60年間の保証でお客様に安心をお届けします。  
長期間の保証で、未永く安心して暮らしていただけるようサポートいたします。
- 

メンテナンス保証で住宅の長期的な維持管理に貢献します。  
保証対象部分の有償メンテナンス工事も、修補工事が保証対象となります。※1
- 


倒産、廃業時でも保証が継続します。  
弊社が万が一 倒産、廃業してしまったときでも、第三者機関による保証が継続するだけでなく、第三者機関がアフターサービスの窓口としてお客様の相談をお受けします。


## 保証期間について


初期の保証期間は20年間、以降、10年ごとの延長で最長で60年間 ※1




### 保証内容について

- 

**新築工事の保証**  
基本構造部分(図1 参照)である構造耐力上主要な部分および雨水の侵入を防止する部分で新築工事の不具合があった場合、修補工事が保証対象となります。※1
- 


**メンテナンス工事の保証**  
新築工事の保証対象部分での付随メンテナンス工事に不具合があった場合、修補工事が保証対象となります。※1  
※ メンテナンス工事の保証は新築時から保証を付保している場合に限り、ご利用いただけます。
- 

**倒産、廃業時の保証**  
弊社が万が一 倒産、廃業してしまったときでも、第三者機関による保証が継続します。  
※ 保証期間は原則、倒産、廃業時点での保証期間満了時までとなります。
- 

**売却の時、相続する時の保証**  
住宅の売却や相続等で所有者が変わる場合、保証契約を新しい所有者に変更することができます。  
※ 保証契約の変更には第三者機関が定める手数料が必要となります。  
※ 弊社の保証が新しい所有者さまに変更されない場合、第三者機関の保証契約の変更はできません。




### 適用住宅について

- 

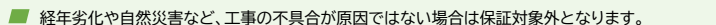
**ご利用いただける住宅**  
弊社が工事または販売する新築の一戸建て住宅又は二世帯住宅でご利用いただけます。※1

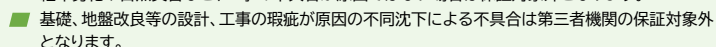
### 保証限度額について

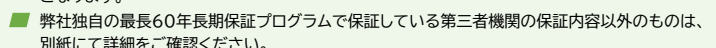
- 

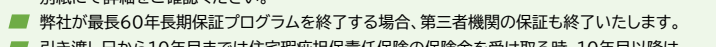
**保証限度額**  
保証限度額：2,000万円  
※ 保証限度額は保証期間(最長60年間)を通算しての住宅1棟あたりの累積金額となります。

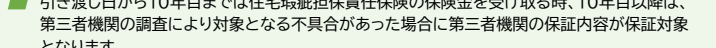
### お客様へのお願い

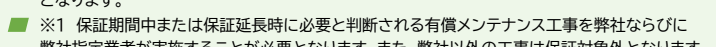
- 

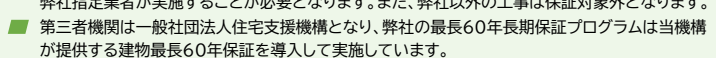
経年劣化や自然災害など、工事の不具合が原因ではない場合は保証対象外となります。
- 

基礎、地盤改良等の設計、工事の瑕疵が原因の不同沈下による不具合は第三者機関の保証対象外となります。
- 

弊社独自の最長60年長期保証プログラムで保証している第三者機関の保証内容以外のものは、別紙にて詳細をご確認ください。
- 

弊社が最長60年長期保証プログラムを終了する場合、第三者機関の保証も終了いたします。
- 

引き渡し日から10年目までは住宅瑕疵担保責任保険の保険金を受け取る時、10年目以降は、第三者機関の調査により対象となる不具合があった場合に第三者機関の保証内容が保証対象となります。
- 

※1 保証期間中または保証延長時に必要と判断される付随メンテナンス工事を弊社ならびに弊社指定業者が実施することが必要となります。また、弊社以外の工事は保証対象外となります。
- 

第三者機関は一般社団法人住宅支援機構となり、弊社の最長60年長期保証プログラムは当機構が提供する建物最長60年保証を導入して実施しています。

### 保証の対象となる基本構造部分

木造  
在来軸組工法の戸建住宅の例

